

# 保険・年金 フォーカス

## IAIS (保険監督者国際機構) による ICS (保険資本基準) 2.0 に対する 関係団体の反応

常務取締役 保険研究部 研究理事

ヘルスケアリサーチセンター長 中村 亮一

TEL: (03)3512-1777 E-mail: [nryoichi@nli-research.co.jp](mailto:nryoichi@nli-research.co.jp)

### 1—はじめに

IAIS (保険監督者国際機構) における保険会社に対する国際的な資本規制である ICS (Insurance Capital Standard : 保険資本基準) の検討に関しては、IAIS が 2018 年 7 月 31 日に、ICS Version 2.0 を含む ComFrame (Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups) 全体に関する公開協議をリリースした。これについては、基礎研レポート「[IAIS が ICS \(保険資本基準\) Version 2.0 のための公開協議文書を公表—新たな保険負債評価の割引率アプローチ等を提案—](#)」(2018.8.14) で、その概要を報告した。この公開協議文書 (Public Consultation Document : CD) に対するフィードバックは、2018 年 10 月 30 日までに求められていた。

今回のレポートでは、これらのフィードバック等の関係団体からの反応について、一般に公表されているベースの情報に基づいて、その概要を報告する。

### 2—保険業界団体からの反応

今回の IAIS の CD に対しては、主要各国の保険協会等が個別にコメントを提出している。さらには、グローバルな保険業界の公式代表機関として、世界の保険協会から構成されている GFIA (Global Federation of Insurance Associations : グローバル保険協会連合)<sup>1</sup>もコメント<sup>2</sup>を提出している。

ここでは、各国の保険協会によって公表されているコメント等に基づいて、主要な団体による保険負債評価等に関するコメントを中心に報告する。

#### 1 | Insurance Europe (保険ヨーロッパ)

欧州の保険業界団体である Insurance Europe (保険ヨーロッパ) は、11 月 5 日に「より多くの作業がグローバルな保険資本基準をテスト可能な状態にするために必要 (More work needed to make

<sup>1</sup> <http://www.gfiainsurance.org/en/upload/positionpapers/GFIA-18-23%20Response%20to%20IAIS%20on%20ICS.pdf>

<sup>2</sup> <http://www.pciaa.net/docs/default-source/default-document-library/gfia-18-23-response-to-iais-on-ics.pdf>

global Insurance Capital Standard ready for testing)」との声明を公表<sup>3</sup>している。

これによれば、保険会社のビジネスモデルを適切に反映し、保険会社が直面するリスクを正確に特定して測定するために、グローバルな保険資本基準（ICS）Version 2.0 には依然として大きな改善が必要だ、と述べた。

具体的には、まずは、「ICS 2.0 の開発に関する保険監督者国際機構（IAIS）の相談に応じて、保険ヨーロッパは4年前のその開発の当初から ICS によって行われてきたいくつかの改善を歓迎する、としたものの、しかしながら、さらに重要な洗練化が必要である。」とした。

さらに、「IAIS が、2019 年末までに、保険会社による機密報告である、次の段階を開始するための枠組みの準備を整えることを望んでいることを考慮すれば、機密報告の結果が有意義であることを保証するために、これらの改善がさらに急いで要求される。実際、現在進歩が進むほど、ICS の実施可能なバージョンの採用が達成される可能性が高くなる。」と述べた。

加えて、「今後の数カ月間における業界との継続的な対話と交流が、これらの改善を徹底的に議論し、意思決定に十分な情報が提供され、欠陥を最小限に抑えられるようにする鍵となる。」と述べた。

より具体的な内容としては、例えば以下の通りである。

#### (1) 保険負債割引率を含む評価

保険負債割引率を含む評価に関しては、以下のような点をコメントしている。

- ・負債の割引率が、保険ビジネスモデルの長期的性質及び保険会社が採用する ALM 手法を反映している場合にのみ、市場調整評価アプローチがサポートされる。長期負債を評価する場合、リスクフリー曲線の調整は MAV アプローチの前提条件である。
- ・LTFR（長期フォワードレート）は毎年更新する必要はない。これは、安定した長期的なパラメータを意図している。
- ・評価のバケッティングの概念は、個々の負債特性がこれを正当化する場合に、IAIGs (Internationally Active Insurance Groups : 国際的に活動する保険グループ) がポートフォリオ固有の調整を計算することを可能にするという利点を有する。
- ・「保険契約の長期的性質を反映し、資本リソースの潜在的な過度のボラティリティを軽減する」ための調整を開発するという IAIS の目標を達成するリスクフリー曲線への調整を開発するために重要な改善が引き続き必要となる。
- ・自己資産/自己スプレッドアプローチはトップバケットの適切な提案である。しかし、適格基準のいくつかは緩和すべきである。特に、内部信用格付けを使用するオプションが存在し、資産適格性基準は、長期債務をカバーする長期資産のより広い範囲の使用を可能にすべきである。
- ・ミドルバケットの現在のデザインは、さらなる開発の出発点となるが、大幅な改善が必要である。
  - ・調整は、長期株式、不動産、インフラストラクチャー及びその他の非固定利付資産の慎重に健全

<sup>3</sup> 声明

<https://www.insuranceeurope.eu/more-work-needed-make-global-insurance-capital-standard-ready-testing>

意見

<https://www.insuranceeurope.eu/sites/default/files/attachments/Response%20to%20IAIS%20consultation%20ICS%20version%202.0.pdf>

な ALM アプローチへの貢献を認識すべきである。

- ・適格基準はあまりにも煩雑であまりに狭く定義されている。

## (2)内部モデル

内部モデルに関しては、以下の通り述べている。

- ・モニタリング期間中の内部モデルの許容は非常に歓迎される。内部モデルは、会社の事業及び資本管理の深い理解を提供することによって、会社及び監督者に重要な価値をもたらす。
- ・モニタリング期間は、標準的な方法で対処されていない複雑なリスクや構造を把握できるようにすることで、内部モデルがどのように基準全体を強化する役割を果たすことができるのかを知る機会になる。その点で、内部モデルは重要なツールであり、標準的な方法の必要な代替手段として、ICS フレームワークの永久的な部分でなければならない。

## (3)ICS の開発について

保険ヨーロッパは、以下のような重要な見解を繰り返している。

- ・グローバルな資本基準を持つ基本的な側面は、全ての管轄区域における基準の具体的な翻訳である。国際基準は、管轄区域を超えて整合的に実施される場合にのみ、その目的を達成することができる。
- ・グローバルな監督コミュニティを代表する IAIS は、ICS に関連する戦略目標に関する議論を強化すべきである。ICS の潜在的なプラス又はマイナスの影響についての徹底的な議論を行うことを目指すべきである。
- ・IAIS は、会社のリスクエクスポージャーに沿って、簡素化のための提案と、厄介な報告要素への比例性アプローチの適用の可能性を提示すべきである。
- ・IAIS は、ICS の採択が確定する前に、今後の作業が必要になる可能性があることを、その予定表と計画で確認する必要がある。IAIS は、ICS の設計と較正における 5 年間の機密報告期間の結論と結果を考慮する適切な時期を予測する必要がある。
- ・実施に先立って、ICS は移行措置及びグランドファザーリング規定を検討する必要がある。

## (4)全体的な意見

最後に、全体的な意見として、以下のように述べている。

- ・欧州の保険業界は、ソルベンシー II が世界で最も保守的で洗練されたプルデンシャル・レジームであると考えており、ソルベンシー II の見直し版が ICS の適切な実施とみなされると想定している。欧州における ICS の実施は、実際には IAIGs だけでなく全ての欧州保険会社に適用される既存のプルデンシャル・レジームのレンズとツールを通じて、欧州連合の議員によって最終的に検討されることになる。このような観点から、ICS は IAIGs 以外の会社でも機能するように設計されていることが重要である。
- ・保険ヨーロッパは、ICS の比較目的を高く評価する。従って、実施に関する監督協定は、共通の重要要素（例えば、連結グループアプローチ、市場調整評価、99.5% 1 年 VaR で計算されたリスクベース資本）を参照すべきであることを強調する。

なお、一般的なコメントセクションの内容を紹介すると、以下の通りとなっている。

## Insurance Europe (保険ヨーロッパ) ICS2.0 に対する意見

### 一般的なコメントセクション

保険ヨーロッパは、グローバルな保険資本基準 Version 2.0 の開発に関するインプットを提供する機会を歓迎する。

2019 年末までに ICS 2.0 を完成させるという野心を踏まえて、ICS が根底にある保険ビジネスモデルを適切に反映し、直面しているリスクを特定して測定するために重要な作業が必要である。

ICS 2.0 の目的はフレームワークをテストすることだが、ICS は、市場整合的な評価に基づいて一貫した統合アプローチを使用するリスクベースのフレームワークであることが重要である。テスト期間の結果が意味を持つように、適切に設計され、較正されていることが重要である。事実、機密報告段階における ICS の設計が適切であればあるほど、ICS の実施可能なバージョンの採用が達成可能である可能性が高い。

近年 ICS の設計には多くの改善がなされており、これらは欧州の産業界から非常に歓迎されている。今後数ヶ月間、業界との継続的な対話と交流は、これらの改善が徹底的に議論され、意思決定に十分な情報が提供され、欠陥が最小限に抑えられるようにするうえで重要である。コンサルテーション・ペーパーに示されている ICS 2.0 のドラフトに対応して、保険ヨーロッパは以下の見解を強調したいと考えている。

### 評価に関して：

- ・負債の割引率が、保険ビジネスモデルの長期的性質及び保険会社が採用する ALM 手法を反映している場合にのみ、市場調整評価アプローチがサポートされる。長期負債を評価する場合、リスクフリー曲線の調整は MAV アプローチの前提条件である。
- ・リスクフリー利回りを導出するための提案された方法論は適切である。曲線の流動性部分はスワップ／国債に基づいており、非流動性部分は長期フォワードレート (LTFR) に補外することによって決定されるべきである。
- ・LTFR は毎年更新する必要はない。これは、安定した長期的なパラメータを意図している。毎年の更新はフレームワークに正しくない精度を導入することになる。
- ・IAIS は、強制売却リスクに対処する潜在的な方法をさらに調査すべきである。強制資産売却のリスクに取り組むために、IAIS の現在の提案 (適用比率、適格基準、キャッシュフロー・マッチング等) のいくつかの特徴が含まれているが、このリスクに対処するより良いアプローチがあるかもしれない。
- ・評価のバケッティングの概念は、個々の負債特性がこれを正当化する場合に、IAIGs がポートフォリオ固有の調整を計算することを可能にするという利点を有する。
- ・「保険契約の長期的性質を反映し、資本リソースの潜在的な過度のボラティリティを軽減する」ための調整を開発するという IAIS の目標を達成するリスクフリー曲線への調整を開発するために重要な改善が引き続き必要となる。
- ・自己資産／自己スプレッドアプローチはトップバケットの適切な提案である。しかし、適格基準の

いくつかは緩和すべきである。特に、内部信用格付けを使用するオプションが存在し、資産適格性基準は、長期債務をカバーする長期資産のより広い範囲の使用を可能にすべきである。

- ・ミドルバケットの現在のデザインは、さらなる開発の出発点となるが、大幅な改善が必要である。
  - ・調整は、長期の株式、不動産、インフラストラクチャー及びその他の非固定利付資産の慎重に健全な ALM アプローチへの貢献を認識すべきである。
  - ・適格基準はあまりにも煩雑であまりに狭く定義されている。
- ・参照ポートフォリオの使用に固有の高いベースリスクがある場合、IAIS は一般バケットのみに適格な負債を最小化することを目指すべきである。提案されているベースリスク軽減メカニズムは、一般バケットアプローチに含めることが歓迎される。
- ・LTFR への調整も含めるべきであり、これは、保険会社が非常に長い期間にわたって獲得することが期待できる投資収益率を反映したものであるべきである。
- ・IAIS は、現在の経済情勢とストレスの多い市場環境の両方において、意図した通りに機能するように、提案されている評価手法についての広範なテストを実施すべきである。金融ストレスに対するテストは、IAIS によって実施されるべきであり、会社に負担をかけるべきでない。

#### MOCE (Margin over current estimate) に関して：

- ・保険ヨーロッパは、障害発生時に秩序ある移転を確保する必要性を認識しているが、MOCE がこの機能を実行する適切な方法であるかどうかは疑問である。保険ヨーロッパは、MOCE の導入が潜在的に好ましくない結果につながる可能性があると考えている。
- ・保険ヨーロッパは、常に全ての会社の負債を増加させることを目的とした C-MOCE に関する IAIS のアプローチを支持していない。代わりに、MOCE が必要と判断された場合は、既存の資本要件に対して評価する必要がある。
- ・会社は MOCE と MCR を計算する必要がある。MCR が MOCE よりも高い限り、監督者は、破綻（及び MCR での監督介入）した場合の移転をサポートするために MOCE が利用可能であることを再保証されるべきである。

#### 資本リソースに関して：

- ・Tier 2 の非払込済資本の認識は、相互関係に限定すべきではない。
- ・Tier2 の非払込済資本は、Tier2 資本リソースの一部を構成し、通常の資本構成制限の対象となるべきである。さらに、Tier 2 の非払込済資本リソースに対する現在の 10%は過度に制限されている。
- ・残存満期が 5 年未満の Tier2 金融リソースの制限は非常に限定的であり、不確実性を招く可能性があるため、除去すべきである。
- ・不平等な競争の場を避けるために、相互及び非相互の資本構成の制限は区別されるべきではない。
- ・ICS 資本要件の 10%の Tier 1 限定資本構成制限は、あまりにも負担が重い。総無制限資本リソースの 20%がより適切であろう。

#### 税金処理に関して：

- ・ショック後のネット DTA をネット DTL で覆う ICS アプローチは、あまりにも厳しく、経済的現実を反映していない。ICS のアプローチは、これらの将来の利益が利用可能であることを証明する

保険会社のもとで、繰延税金の損失吸収性とこれを支える将来の利益の能力を認識すべきである。

#### 標準モデルにおける資本要件の設計と較正に関して：

- ・ ICS のリスク費用は、保険会社がさらされている実際のリスクを特定し調査することによって、資本要件を測定し、較正する必要がある。会社が資産の強制売却にさらされているかどうかに基づいて、リスクエクスポージャーの違いを較正で認識することが重要である。
- ・ 金利リスクサブモジュールの現在の設計は不必要に複雑であり、その較正はあまりにも面倒である。複数のシナリオの影響の組み合わせは、実際の経済結果を反映するものではなく、複数のシナリオにまたがる集計は、解釈しコミュニケーションするのを困難にする。複数の通貨での金利リスクの集計も適切ではない。
- ・ 保険会社などの社債の長期投資家は、デフォルトリスクにさらされ、リスクを分散させることはない。従って、貸出金及び債券の資本要件の較正は、スプレッドへのエクスポージャーの測定に基づくべきではない。
- ・ スプレッドへのエクスポージャーの測定に基づく貸出金及び債券の資本要件の較正は、スプレッドの変動の影響が資産及び負債の両方で認識される場合、より一貫性があり、経済的に正しい。
- ・ 株式リスクサブモジュールの現在の設計には改善が必要である：
  - ・ 資本セグメンテーションは、特定の資産の性質とリスクのプロファイルが配置されている「バスケット」と異なる場合に、資本チャージの状況に応じた較正がより適切であるという既存の証拠を考慮する必要がある。
  - ・ 株式インフラ投資及び長期株式の健全な取扱は、これらの資産クラスに合わせた個別のサブリスクモジュールの導入により、保険会社がさらされている真のリスクと整合していなければならない。
  - ・ 株式のインプライド・ボラティリティ・ショックは適切ではなく、市場価格ショックが暗黙的にボラティリティを含むため、除去すべきである。
  - ・ 反循環的ツールが、株式リスクサブモジュール内に導入されるべきである。
- ・ 死亡ストレス内の相殺効果を考慮する必要がある。ショックは全ての契約に適用されるべきでありNAV へのプラス及びマイナスの影響を考慮に入れるべきである。
- ・ 大量解約ストレス内での同質なリスクグループの適用は過剰である。さらに、相殺効果を考慮する必要があるが、解約リスクの資本チャージは、同質なリスクグループのレベルではなくエンティティレベルで決定されるべきである。
- ・ 通貨リスクの資本費用には、通貨換算リスクを含めてはいけない。このリスクは保険契約者の保護や金融の安定性に影響を与えない。
- ・ 集約と分散化への現在のアプローチは、IAIGs にとって非常に単純化されており、資本要件を誤ってしまう可能性がある。
- ・ 経営行動の使用が過度に制限されるべきではない。生命保険再保険事業、リプライシング、MVA、ダイナミック・インベストメント・ストラテジーに対する保険料率引き上げ経営行動の適切な認識が、商品の特徴及び現行の実務を反映している場合は、適切に認識されるべきである。

- ・IAIS は、外部格付けが利用できない場合、内部信用格付けの使用を許可すべきである。

#### 内部モデルに関して：

- ・モニタリング期間中の内部モデルの許容は非常に歓迎される。内部モデルは、会社の事業及び資本管理の深い理解を提供することによって、会社及び監督者に重要な価値をもたらす。
- ・モニタリング期間は、標準的な方法で対処されていない複雑なリスクや構造を把握できるようにすることで、内部モデルがどのように基準全体を強化する役割を果たすことができるかを知る機会になる。その点で、内部モデルは重要なツールであり、標準的な方法の必要な代替手段として、ICS フレームワークの永久的な部分でなければならない。

#### 報告に関して：

- ・現在のテンプレートは、フレームワークのさらなる開発を目的としたデータ収集用に設計されている。それらは非常に詳細で細かく複雑であり、会社に大きな負担を与える。保険ヨーロッパは、監督者がタイムリーにこの非常に詳細な情報をレビューできるかどうか疑問に思う。必要な情報量(細分性を含む)を減らし、機密報告に必要な主な問題にテンプレートを再集中させることを示唆している。
- ・実際、保険ヨーロッパは、IAIS に ICS 2.0 のモニタリング期間の報告テンプレートを開発するよう奨励している。これらのテンプレートは、IAIGs にはそれほど細かくなく、詳細でなく、煩わしくないものでなければならず、IAIS による最終決定の前に一般に相談すべきである。

保険ヨーロッパは、より広く ICS 開発について、以下のような重要な見解を繰り返している。

- ・グローバルな資本基準を持つ基本的な側面は、全ての管轄区域における基準の具体的な翻訳である。国際基準は、管轄区域を超えて統合的に実施される場合にのみ、その目的を達成することができる。
- ・グローバルな監督コミュニティを代表する IAIS は、ICS に関連する戦略目標に関する議論を強化すべきである。ICS の潜在的なプラス又はマイナスの影響についての徹底的な議論を行うことを目指すべきである。
  - ・**グローバル市場プレイヤーの競争力**：ICS は、いくつかの管轄区域に対して競争上の不利益を生み出すべきではない。
  - ・**金融市場混乱時の ICS のパフォーマンス**：ICS は、常に保険契約者の保護と金融の安定性を維持することを確実にするために、通常の市場条件に対してだけでなく、ストレス期間に対しても、設計され、テストされなければならない。例えば、単純化されたタイプ的设计 (例えば、評価に関して) では、通常時には特定の懸念が生じないかもしれないが、IAIS は、そのような単純化が、会社の財務状況の実際の問題ではなく、測定 of 単純化のために、混乱時に懸念の結果のトリガーを引くことにならないかどうかを問いかけるべきである。
  - ・**保険会社が長期的な経済成長に投資を継続する能力**：ICS は、資産／負債管理を支援し、投資家が直面する実際の投資リスクを適切に測定することを目指すべきである。投資に対する資本要件の不必要に保守的な較正は、保険会社の資産配分の人為的歪みにつながり、最終的に長期的な投資と成長を支える自然な能力に影響を与える。

- ・商品の利用可能性とコスト：IAIS は、ICS が保険ビジネスモデルを適切に表していることを確実にするために必要な努力を払うべきであり、多くの場合、消費者が価値のある商品が無意味なものにする可能性がある不必要に保守的な測定を避けるべきである。
- ・IAIS は、会社のリスクエクスポージャーに沿って、簡素化のための提案と、様々な報告要素への比例性アプローチの適用の可能性を提示すべきである。
- ・IAIS は、ICS の採択が確定する前に、今後の作業が必要になる可能性があることを、その予定表と計画で確認する必要がある。IAIS は、ICS の設計と較正における 5 年間の機密報告期間の結論と結果を考慮する適切な時期を予見する必要がある。
- ・実施に先立って、ICS は移行措置及びグランドファザーリング規定を検討する必要がある。

欧州の保険業界は、ソルベンシー II が世界で最も保守的で洗練されたプルデンシャル・レジームであると考えており、ソルベンシー II の見直し版が ICS の適切な実施とみなされると想定している。欧州における ICS の実施は、実際には IAIGs だけでなく全ての欧州保険会社に適用される既存のプルデンシャル・レジームのレンズとツールを通じて、欧州連合の議員によって最終的に検討されることになる。このような観点から、ICS は IAIGs 以外の会社でも機能するように設計されていることが重要である。

保険ヨーロッパは、ICS の比較目的を高く評価する。従って、実施に関する監督協定は、共通の重要要素（例えば、連結グループアプローチ、市場調整評価、99.5% 1 年 VaR で計算されたリスクベース資本）を参照すべきであることを強調する。

## 2 | 米国の各保険協会

米国の各保険協会も、コメントを提出して、ICS Version 2.0 に対する懸念を表明している。

この中で、例えば、AIA（American Insurance Association：米国保険協会）、NAMIC（National Association of Mutual Insurance Companies：全米相互保険会社協会）、PIC（Property Casualty Insurers Association of America：米国損害保険協会）及び RAA（Reinsurance Association of America：米国再保険協会）の 4 つの団体は、IAIS の Jonathan Dixon 事務局長宛のレターで、提案された ICS Version 2.0 が「基準の目的、すなわち保険契約者の保護と金融安定性への貢献、を進めなかった」と述べた。

問題は、ICS がグループの資本要件を計算するための州の集計アプローチを認識していないという長年米国が主張している点についてである。この認識がなければ、米国で ICS を実施することはできず、「実際に、一貫して実施され、効果的な IAIS 基準にはならない」と述べている。さらに、この提案では、市場調整後の評価、社内モデル、GAAP Plus などの点で「他の多くの問題」がある、としている。

以下では、具体的なコメントが入手可能な ACLI（American Council of Life Insurers：米国生命保険協会）と PIC の例を紹介する。

## (1) ACLI (American Council of Life Insurers : 米国生命保険協会)

ACLI が IAIS に提出したコメントによれば、例えば、保険負債の評価に関連する項目等に関しては、以下のようなコメントがなされている。

### ① MAV の 3 バケットアプローチについて

- MAV の 3 バケットのアプローチが目的に適合しているとみなされる前に、相当量のさらなる発展が必要である。この開発の重要な部分は、負債割引率とこれらの負債を裏付ける資産の利回りとの連動を改善することである。MAV の割引率を決定するための全ての場合に適合するようなアプローチは、世界中に存在する様々な IAIG ALM リスクプロファイルを適切に区別することができない。この点で、自らの資産に関するスプレッドは、「ガードレールを持つ自己資産」(OAG) 手法の重要な特徴であり、OAG 手法が、ミドルと一般のバケットの前提のより適切な較正を「知らせる」ために使用されるべきであると推奨する。例えば、OAG 手法は、ミドルバケット内の株式資産を含めるか含めないかの影響を測定できるベンチマークを提供するために使用することができる。同様に、自己スプレッド対 WAMP スプレッドなどを使用して、適用比率を適用することの影響を測定することもできる。

### ② GAAP Plus 等の検討

- GAAP Plus のアプローチは、監査された連結財務諸表に依拠しているし、逆に会計基準設定者の仕事から恩恵を受ける。(少なくとも米国内における) 内部統制や財務諸表の報告を含む年 1 回の独立監査；内部監査人による継続的かつ関連する作業；オンサイト及び／又はオフサイトの検査及び分析プロセスを通じた監督関与；有価証券及び会計監督当局による監督及び施行。財務諸表の作成者、監督者、格付機関、多くの投資家やその他の利害関係者は、また、アカデミアにおける正式な訓練、継続的な教育、監督資本措置だけでなく、多数の分野が関連する日々の使用を通じた一般的な知識を通じて、GAAP の知識から恩恵を受けることができる。
- IFRS 第 17 号の導入にはより多くの時間が必要だが、いったん完了すれば、世界の多くはこれまで可能であったよりも保険契約の会計処理のためのより一般的な基礎になる。米国における業務慣行は引き続き FASB 規則の対象となるが、米国 GAAP の目標とする改善は、IFRS 第 17 号に方向性を示すものである。
- GAAP Plus アプローチは、監督当局が要求するグループ資本措置と同じ財務報告の評価基準を使用する会社によるコンプライアンス費用を削減し、IAIS が長い年月にわたって独自の評価基準を維持する必要がなくなるため、ICS のメンテナンス費用を削減する可能性がある。集計方式 (Aggregation Method) は同様の利点を提供する可能性が高い。
- 従って、IAIS は、IFRS 第 17 号が開発されるまでの時間を確保し、最終的には ICS 内の評価のオプションとみなすために、モニタリング期間中に GAAP Plus の開発を継続することを奨励する。

### ③ 内部モデルの使用に関して

- 所要資本の基礎として内部モデルを使用することは、ソルベンシー II のように、管轄区域レベルでは適当であるかもしれない、と認識している。しかし、グローバルスタンダードに必要な資本の基礎として内部モデルを適用するには、大きな課題がある。

- ・IAIS の優先事項は、内部モデルを ICS に適合させる方法にあまり重点を置くのではなく、資本要件を決定するための標準的な方法を改善し続けることである。このことを踏まえると、我々は、内部モデルを、必要資本に対する ICS 参照手法と内部モデルを使用する会社の必要資本の結果との間の相違について、IAIS と議論するためのベンチマークとして使用することには何らかの価値があるとしている。例えば、内部モデルの出力と同じグループの ICS 参照手法を比較することで、ICS 参照手法の潜在的な欠陥が明らかになる可能性がある。

## (2)PIC (Property Casualty Insurers Association of America : 米国損害保険協会)

PCI は ICS Version2.0 に対するコメント<sup>4</sup>を提出し、PCI の副会長、金融政策担当の Steve Broadie 氏は、その声明<sup>5</sup>の中で、保険グループの国際資本及び監督基準の提案について重大な懸念を表明した。

Steve Broadie 氏は、「ICS の多くの側面が開発中であるか、さらなるフィールドテストが必要である。現在のバージョンには、市場価値ベースの標準的な方法だけが含まれている。これは、州の保険監督当局及び米国の消費者に長年支えられている保険規制会計基準及び資本要件とは根本的に異なる設計である。」とし、「市場価値ベースのグループ資本要件を課すことで、消費者のコストが大幅に増加し、競争力と安定性が低下するだろう。このような反消費者要件は米国では採用されないだろう。」と語った。

2018年11月5日

### PCI は、保険グループの国際資本及び監督基準の提案について重大な懸念を表明

【ワシントン2日 共同】米国損害保険協会（PCI）は、国際的に活動する保険グループの監督のための共通枠組み（ComFrame）と保険資本基準（ICS）の Version 2.0 の草案という2つの保険監督者国際機構（IAIS）の提案にコメントを提出した。これらの提案は、2019年後半にIAISによって採択される予定である。ICS 2.0 の採択は暫定的なものとなるが、監督者への機密報告及び5年間のモニタリングプロセスがある。以下の声明は、PCI の副会長、金融政策担当の Steve Broadie 氏によるものである。

「PCI は、IAIS のグローバル保険基準の2つの主要な提案の開発について、引き続き重要な懸念を抱いている。IAIS はこれらの提案を進めるにつれて、ICS の適切な実施として、保険契約者保護における同等の結果を達成する管轄地域におけるグループ資本枠組みを認識するようにIAISに要請する。これにより、大幅な追加の導入コストと異なるグループ資本評価の間の競合の両方を避けることができる。」と、Broadie 氏は述べた。

ICS の多くの側面が開発中であるか、さらなるフィールドテストが必要である。現在のバージョンには、市場価値ベースの標準的な方法だけが含まれている。これは、州の保険監督当局及び米国の消費者に長年支えられている保険規制会計基準及び資本要件とは根本的に異なる設計である。「市場価値ベースのグループ資本要件を課すことで、消費者のコストが大幅に増加し、競争力と安定性が低下す

<sup>4</sup> <http://www.pciaa.net/docs/default-source/default-document-library/pci-final-comments-on-ics-2-0.pdf>

<sup>5</sup> <http://www.pciaa.net/pciwebsite/cms/content/viewpage?sitePageId=54086>

るだろう。このような反消費者要件は米国では採用されないだろう。」と Broadie 氏は続けた。

「ComFrame は米国の消費者志向の州ベースの保険規制制度を認識し、保険グループの組織と規制当局の多様な方法を認識するための柔軟性を提供することが不可欠である。ワンサイズのアプローチは、米国の消費者に害を及ぼし、国際的な保険市場を混乱させるだろう。」と、Broadie 氏は述べた。

「PCI は、IAIS と現在開発中の米国のグループ資本モデルである NAIC のグループ資本計算と連邦準備制度のビルディングブロックアプローチを認識する ICS に関する TEAM USA と協力し続ける。」との言葉で、Broadie は締めくくった。

### 3—保険業界団体以外からの反応

保険業界団体以外からのコメント等のうち、NAIC（全米保険監督官協会）及び IMF（国際通貨基金）からの反応は、以下の通りである。

#### 1 | NAIC（全米保険監督官協会）

NAIC も IAIS にコメントを提出しているが、そのうち保険負債の評価及び内部モデルに関する項目については、以下のような内容を述べている。

MAV における 3 バケットアプローチに関して、例えばトップバケットとして定義される適格基準について、「個別に資産を管理する必要がある基準を明確にする必要がある。あるステークホルダーはそれがリングフェンスを意味していると考えており、他のステークホルダーはその正確な適用に自信が無い。」としている。また、ミドルバケットとして定義される適格基準について、「フィールドテストでは基準があまりにも制限的で、一部の会社はミッドバケットに収まる可能性のある商品を見つけるのに苦労するかもしれないことが分かる可能性が高い。」と述べている。

また、MAV スプレッド調整の目的を考慮して、ICS Version 2.0 に適したミドルバケット（トップバケット及び一般バケットにも適用される）用に指定された適格資産のリストについて、「現在、株式はリスクフリー・レートを上回るスプレッドには適格ではない。年金型商品を支えるための自然投資は、不動産などの株式及び株式型投資ビークルである。ICS の規則は、負債に合わせて適切な投資手段を追求する保険会社に不利益を与えるべきではない。株式タイプの投資は、スプレッドの対象となる資産のリストに含める必要がある。」としている。

なお、LTFR の区分について、「LTFR を先進国と途上国の 2 つに区分けすることはやや恣意的である。IAIS は代替的な区分けを検討すべきである。可能な区分けの例としては、米ドル、ユーロ、円などのハードカレンシー又は準備通貨、先進国の他の通貨、途上国の通貨の 3 段階の区分けが考えられる。」としている。

内部モデルに関しては、「内部モデルの報告についてのコメントはないが、大きな問題は比較可能性である。(CD の) 第 3 パラグラフで約束されている将来の協議において、内部モデルの比較可能性についてのさらなるコメントを述べる。」と述べている。

## 2 | IMF (国際通貨基金)

IMF (国際通貨基金) は、10月に公表した、「2018年10月グローバル金融安定性リスク報告書：グローバル金融危機後の10年：我々はより安全になっているのか？：Global Financial Stability Report October 2018: A Decade after the Global Financial Crisis: Are We Safer?」において、ICSに関連して、「金融監督当局がシステミックリスクを軽減するために重点を置くべき主要な問題の1つは、保険会社のための世界的に受け入れられた資本基準を通じてプルデンシャル・レジームを改善し、調和させることである。」と述べた。

さらに、IMFは、「現在の金融システムの全体的な評価を、システミックリスクにさらされてはいないが影響を受けないということからは程遠い」と評価した。

いくつかの国や地域で改善された保険業界の規制を評価して、セクターのシステミックリスクを軽減する役割を果たしたとして、EU管轄区域におけるソルベンシーIIの実施を歓迎した。しかし、そのようなリスクを総合的に考慮するためには、規制のより広い範囲が必要となる、と述べた。

また、「監督当局は、健全な体制を改善し、調和させることを目指すべきだ」とし、「保険会社にとっては、システミックリスクの可能性を考えれば、グローバル資本基準を確立し、破綻処理制度を強化する必要がある。」とし、「資産管理者にとってマクロプルデンス・ツールは比較的少数である。資産管理者にとっての包括的でグローバルに整合的な基準を実施することは、監督者に、リスク、特に流動性のミスマッチやレバレッジに関連するリスクをより正確に特定し、軽減するためのデータとツールの両方を与えることになる。特に、集中リスクに対するより厳しい制限がある。」と述べた。

さらに、この発展を支援するために、データ共有におけるより大きな国境を越えた協力と、システミックリスクの監視をさらに発展させることを求めた。

## 4—まとめ—IAISの今後の対応等—

以上、今回のレポートでは、IAISによるICS Version 2.0に対するフィードバック等の関係団体等からの反応の状況について、その概要を報告してきた。

今後は、これらのフィードバックを踏まえたIAISでの検討が注目されていくことになる。

今回のICS Version 2.0に関するCDに対するフィードバックについては、1,500ページ以上にわたる大部のものとなっているとのことであるが、IAISはこれらのフィードバックに基づいて、さらに行動することを約束している。

ルクセンブルクで開催されたIAIS年次総会で提示された資料に基づけば、2018年のフィールドテストについては、18の管轄地域からの47のボランティアグループが参加し、また、米国が主張する集計方式 (Aggregation Method) に関するデータ収集については、5つの管轄地域からのボランティアグループが参加している。さらに、同じ資料に基づけば、今後のスケジュールについては、2019年6月から8月の間にICPsやComFrameに対するさらなる改定に関する公開協議 (60日間) が行われ、2019年11月にICS Version 2.0を含む改定後のICPsやComFrameの採択が予定されている。

IAISは、今後、今回提出されたコメントの詳細を検討し、2018年のフィールドテストの分析と併せて、ICS Version 2.0の更なる検討を行っていくことになる。

さらに、2019年のフィールドテストは、2019年4月末に開始され、7月末までに提出が予定されている模様である。IAISは、これについてのデータ分析も行い、このコンサルテーションのフィードバックもICS Version 2.0に反映されていくことになるとのことである。

IAISのICS Version 2.0を巡る動向については、全ての保険会社等の関係者が、その動向を注意深く見守っていることから、その設定を巡る動きについては、今後も引き続き注視していくこととした。

以 上